

【駅連絡所事業】概要

●目的

市役所の事務のうち簡易な事務の一部を取り扱う事務連絡所を設置し、市民の便宜を図ることを目的とする。

●根拠（法令等）

北本市役所駅連絡所設置規則

●内容

- ・戸籍に関する謄抄本の申請及び交付
- ・住民票の写し及び諸証明の申請及び交付
- ・印鑑登録証明書の申請及び交付
- ・北本市市民交流プラザ多目的ホールの利用受付、許可の取次ぎ事務
- ・母子手帳の交付、図書の返却、医療費請求の取次ぎ事務

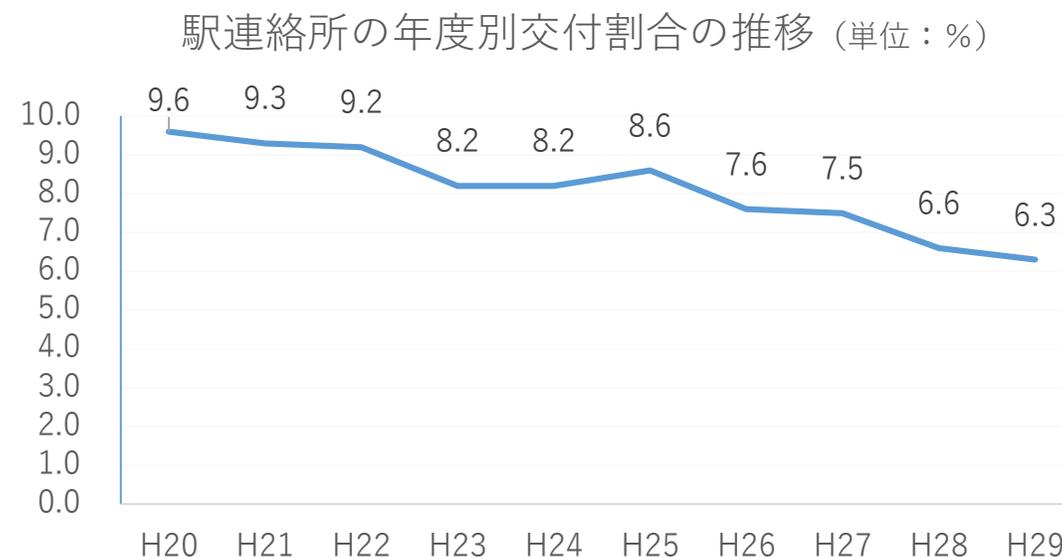
●事業費（平成29年度）

非常勤職員賃金2,632千円、リース代1,207千円

●運営体制

常時1人非常勤職員の配置（休みの場合は正職員で対応）

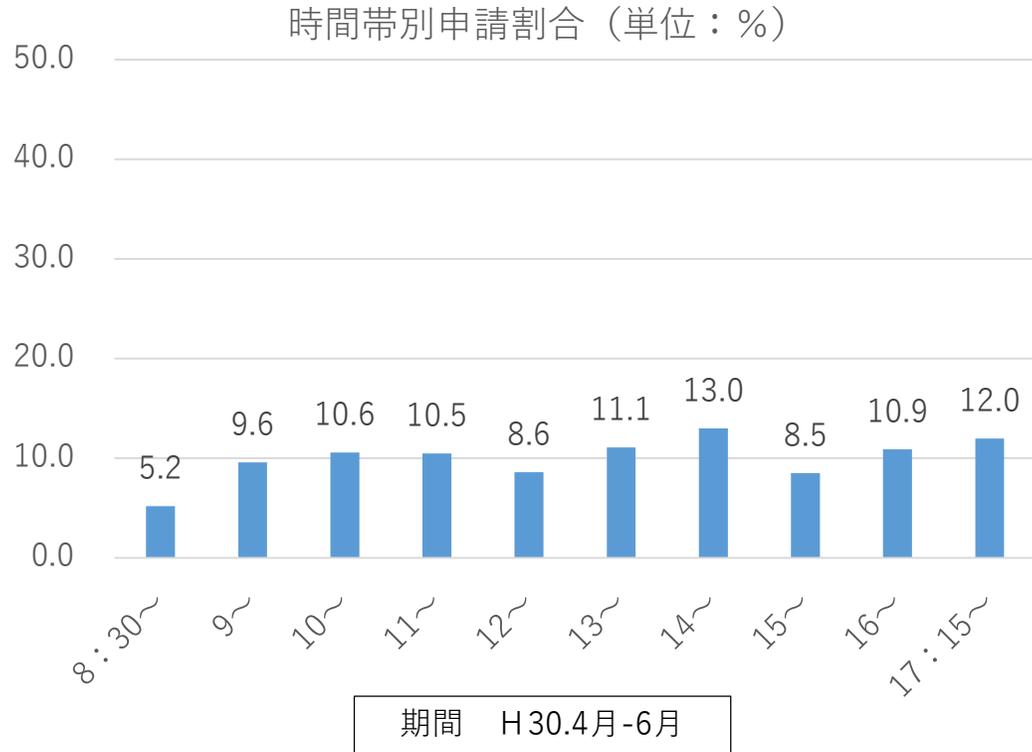
●交付割合（全体交付件数に対する駅連絡所の交付割合を示す）



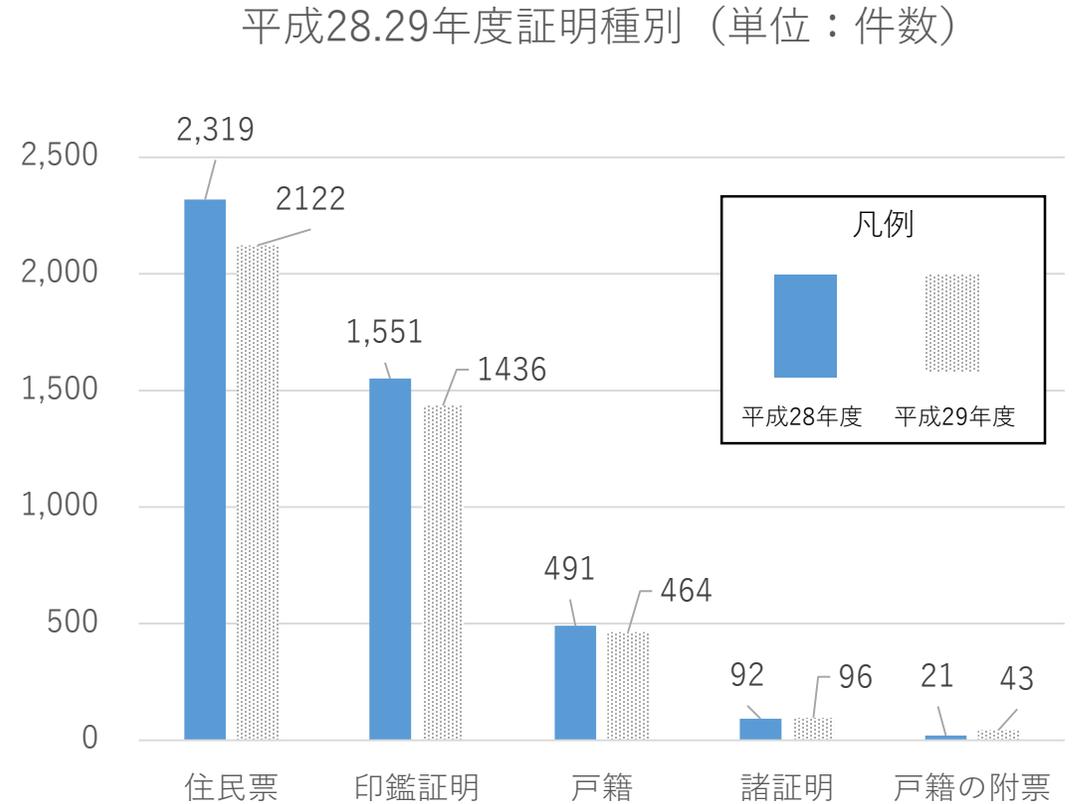
※平成28年度6.6％（4,474件、全体67,329件）
平成29年度6.3％（4,161件、全体66,235件）

【駅連絡所事業】 利用状況①

●証明発行ごとの調査



☆夜間の時間帯（午後5時15分から午後8時まで）については、事前申請分の交付業務のみ行う。



【駅連絡所事業】見直し案

●課題

【課題①】夜間は、正職員が退庁してしまうため、非常勤職員1人体制で全て対応することとなる。

【課題②】夜間の1人体制は、防犯上の課題がある。

【課題③】駅連絡所で発行している証明書の多くは、マイナンバーカード及び住民基本台帳カードがあれば、コンビニエンスストアの複合機で発行することができ、駅連絡所の利用者が減っている。

【課題④】証明発行全体に占める駅連絡所の発行数は非常に少なく、駅連絡所の運営費に係る費用対効果が低い。

●今後の方針

【見直し案①】

- ・ 駅連絡所の廃止
（庁内で跡地の有効活用を検討）
非常勤職員賃金2,632千円、リース代
1,207千円の計3,839千円の減を見込

む。

【見直し案②】

- ・ 駅連絡所の一部時間の廃止
（午後5時15分以降）
人件費572千円の減を見込む。

